

平成 26 年度 下諏訪町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 21,470	千円 8,360,841	千円 332,005	千円 1,291,542	% 15.4	% 15.5

(注) 1 人件費には事業費支弁人件費を含む。

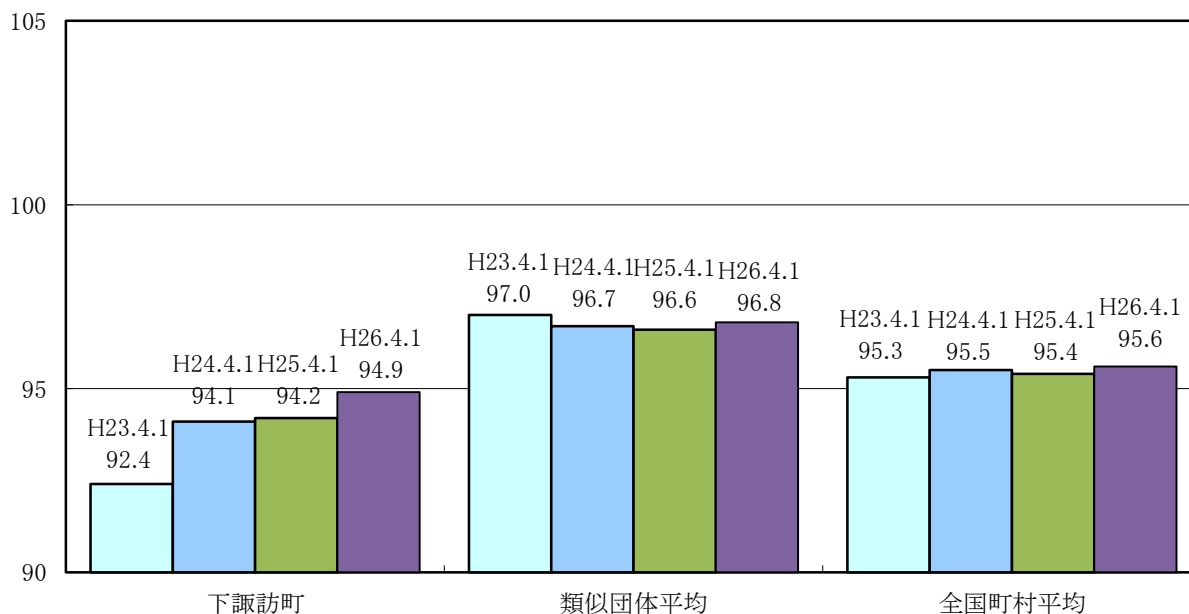
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 169	千円 567,203	千円 72,434	千円 200,513	千円 840,150	千円 4,971	千円 5,601

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24、25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※平成26年4月1日のラスパイレース指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇していること、また3年連続で上昇している主な理由

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ラスパイレース指数の算定対象になる職員への職種変更(例:介護職から一般行政職など)・社会人経験者の採用を実施 |
|--|

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

- ・実施時期 平成27年4月1日
- ・平均引き下げ率 2%(国に準ずる)
- ・経過措置 国に準じ、激変緩和のため平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置(現給保障)を実施

② その他の見直し内容

- ・管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
下諏訪町	39.8 歳	289,100 円	322,507 円	315,858 円
長野県	45.5 歳	342,898 円	399,942 円	376,841 円
国	43.5 歳	335,000 円	-	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		下諏訪町	長野県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数5年	経験年数15年	経験年数25年
一般行政職	大学卒	218,966 円	283,050 円	371,600 円
	短大卒	198,533 円	282,650 円	365,050 円
	高校卒	173,225 円	239,100 円	361,600 円

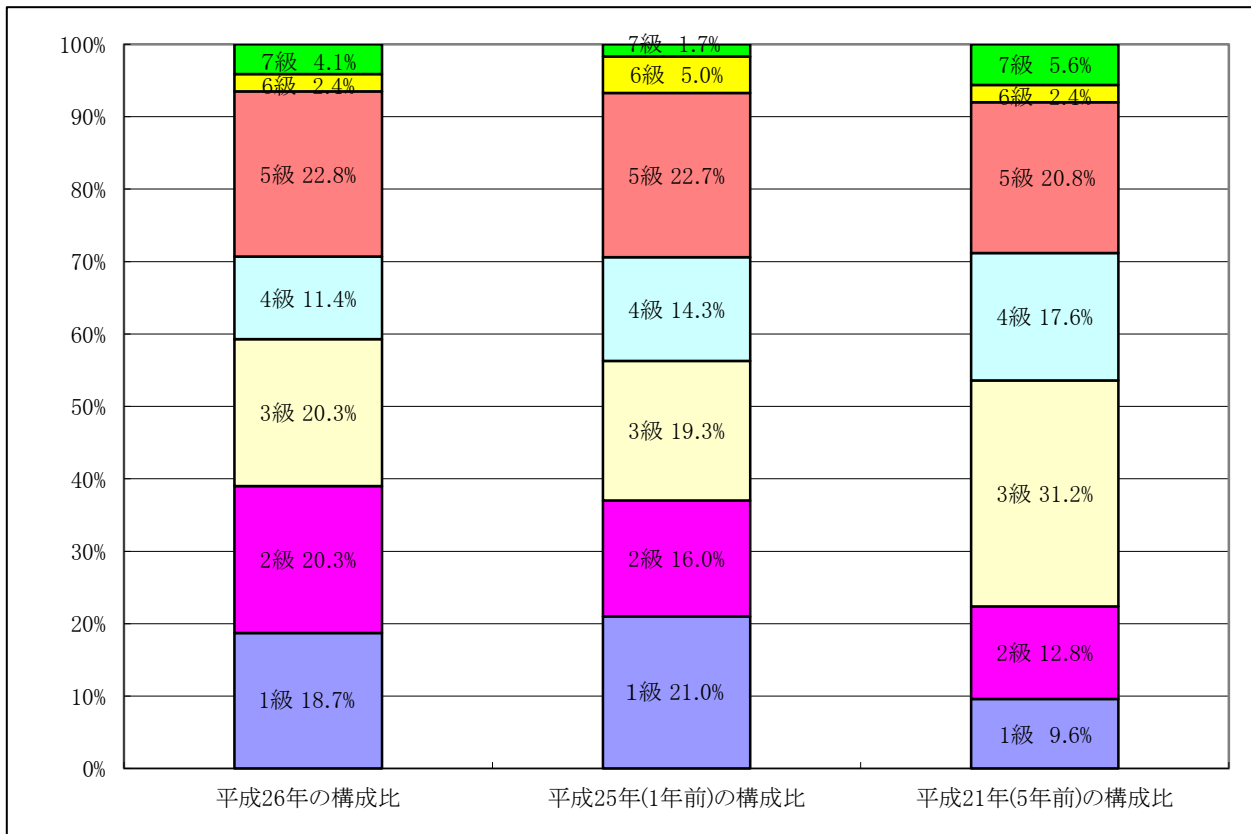
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	23 人	18.7 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主任の職務	25 人	20.3 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主査の職務	25 人	20.3 %	222,900 円	354,700 円
4 級	副主幹の職務	14 人	11.4 %	261,900 円	388,300 円
5 級	主幹の職務	28 人	22.8 %	289,200 円	400,600 円
6 級	副参事の職務	3 人	2.4 %	320,600 円	422,600 円
7 級	参事の職務	5 人	4.1 %	366,200 円	456,200 円

(注) 1 下諏訪町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

役場組織の活性化と人材育成を目的とした人事考課を全職員を対象に実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下諏訪町	長野県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,219 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,584 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

組織の活性化と人材育成を目的とした人事考課を全職員を対象に実施しており、勤勉手当への反映を今後実施していく。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

下諏訪町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	867 千円	21,470 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)		()	

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	3,798 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	65,489 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	28.0 %		
手当の種類(手当数)	7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課職員	町税等の徴収	日額 250円
感染症防疫手当	住民環境課職員	感染症の処理	日額 300円
遺体処理手当	健康福祉課職員	遺体の処理	1回 1,500円 (変死体の場合は3,000円)
清掃作業手当	清掃センター職員	ごみ収集又は処理	日額 300円
用地交渉手当	建設水道課職員	用地取得等の交渉	日額 300円
特別養護老人ホーム等勤務手当	特別養護老人ホーム職員又は老人デイサービスセンター職員	ハイム天白の勤務	月額 2,000円～7,000円 夜勤 1回 3,000円
図書館等勤務手当	教育こども課職員	図書館、博物館、体育館等の勤務	月額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	19,712 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	113 千円
支給実績(24年度決算)	19,248 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	113 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教員職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 13,000円 2 その他 6,500円	同		18,264 千円	209,928 円
住居手当	家賃を支払い借家等に居住する職員に支給 1 家賃月額23,000円以下 家賃額-12,000円 2 家賃月額23,001円~54,999円 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 3 家賃月額55,000円以上 27,000円	同		12,897 千円	280,364 円
通勤手当	交通機関・交通用具等の通勤職員に支給 1 交通機関 運賃等相当額 限度額 55,000円 2 自動車等 (1) 片道 5Km未満 2,000円 (2) 片道 5Km以上10Km未満 4,100円 (3) 片道10Km以上15Km未満 6,500円 (4) 片道15Km以上20Km未満 8,900円 (5) 片道20Km以上25Km未満 11,300円 (6) 片道25Km以上30Km未満 13,700円 (7) 片道30Km以上35Km未満 16,100円 (8) 片道35Km以上40Km未満 18,500円 (9) 片道40Km以上45Km未満 20,900円 (10) 片道45Km以上50Km未満 21,800円 (11) 片道50Km以上55Km未満 22,700円 (12) 片道55Km以上60Km未満 23,600円 (13) 片道60Km以上 24,500円	同		4,472 千円	55,210 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 1 課等の長 (参事) 54,700円 (副参事) 51,700円 2 課長補佐 (主幹) 39,300円 (副主幹) 39,300円	同		8,207 千円	512,910 円
管理職員特別勤務手当	臨時・緊急の必要等により週休日・休日に勤務した管理・監督の地位にある職員に支給 勤務1回 限度額 12,000円	同		0 千円	0 円
宿日直手当	日直勤務の職員に支給 1 1日勤務 4,200円 2 半日勤務 2,100円	同		1,016 千円	9,499 円
寒冷地手当	世帯区分により11月~翌年3月まで支給 1 扶養親族のある職員 月額 17,800円 2 扶養親族のない職員 月額 10,200円 3 その他の職員 月額 7,360円	同		11,935 千円	60,581 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	762,000 円 (762,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 904,000 円 / 383,500 円	
	副 町 長	627,000 円 (627,000 円)	750,000 円 / 478,800 円	
報 酬	議 長	328,000 円 (328,000 円)	486,500 円 / 227,000 円	
	副 議 長	266,000 円 (266,000 円)	419,300 円 / 182,000 円	
	常任・議運委員長	251,000 円 (251,000 円)	— 円 / — 円	
	議 員	237,000 円 (237,000 円)	390,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 常任・議運委員長 議 員	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長 副 町 長	762,000円×在職月数×0.44 627,000円×在職月数×0.26	16,093,440 円 7,824,960 円	任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

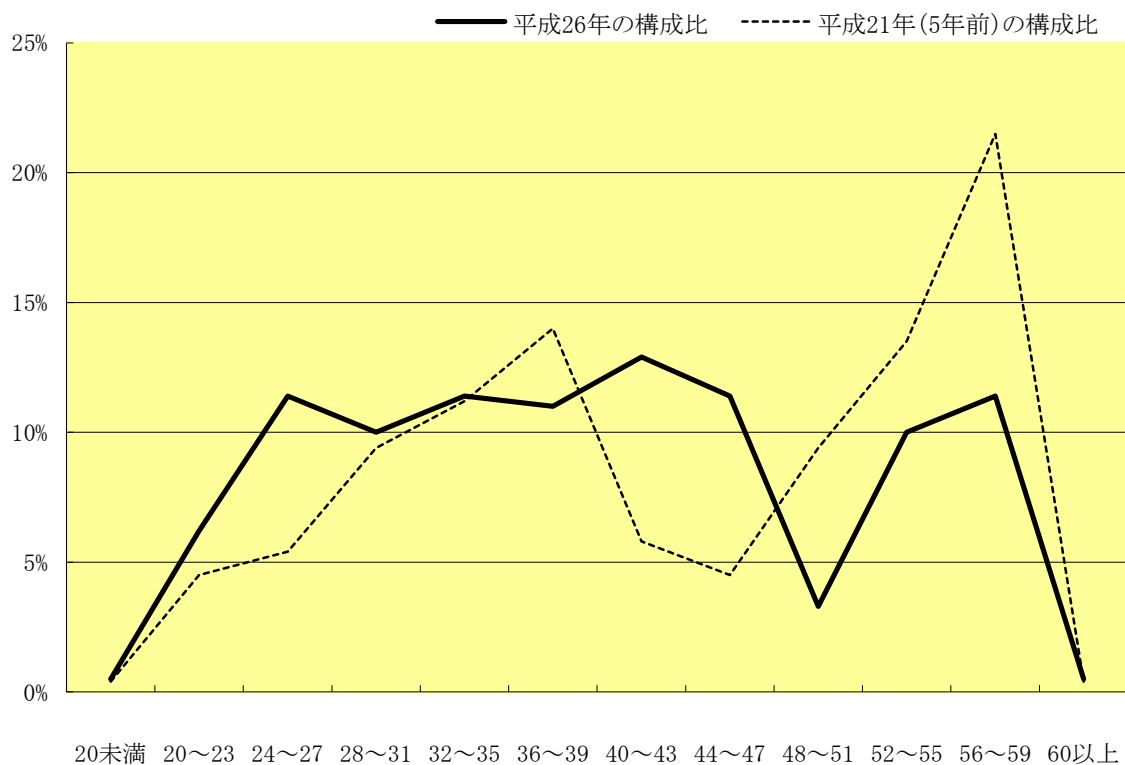
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	40	41	1	退職不補充分の補充
		税 務	16	16	0	
		労 働	1	1	0	
		農林水産	6	6	0	
		商 工	5	7	2	観光プロジェクト事業推進
		土 木	14	15	1	赤砂崎公園整備業務の充実
		民 生	51	50	△ 1	交流職員の派遣
		衛 生	12	14	2	高浜健康温泉センター開設
	計	148	153	5	<参考>人口10,000人当たり職員数 70.65人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 51.20人)	
教 育 部 門	22	22	0			
小 計	170	175	5	<参考>人口10,000人当たり職員数 78.50人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 67.04人)		
公 営 企 業 等 部 門	水 道	6	6	0		
	下 水 道	2	2	0		
	そ の 他	32	27	△ 5	他部署への異動及び退職による不補充	
	小 計	40	35	△ 5		
合 計		210 [250]	210 [250]	0 [0]	<参考>人口10,000人当たり職員数 96.98人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	24人	21人	24人	23人	27人	24人	7人	21人	24人	1人	210人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	153	152	147	148	148	153	0 (0.0%)
教育	24	24	21	22	22	22	△2 (△9.1%)
普通会計計	177	176	168	170	170	175	△2 (△1.1%)
公営企業等会計計	46	44	43	43	40	35	△11 (△31.4%)
総合計	223	220	211	213	210	210	△13 (△6.2%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用 に占める職員給与費比率
25年度	千円 250,501	千円 198	千円 33,662	% 13.4	% 13.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 6	千円 22,546	千円 2,879	千円 8,237	千円 33,662	千円 5,610	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
下 諏 訪 町	45.0 歳	329,389 円	467,528 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下諏訪町		団体平均	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,373 千円		1,456 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.75 月分	1.40 月分
(1.45 月分)	(0.65 月分)	(1.5 月分)	(0.7 月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

下諏訪町			団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	13,934 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。町は該当者なし。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		72 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		36,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		33.3 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
集金手当	企業職員(水道事業)	料金等の徴収	日額 250円
薬物取扱手当	企業職員(水道事業)	塩素滅菌器調整、 塩素等薬物取扱い	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	548 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	91 千円
支給実績(24年度決算)	607 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	101 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の
総職員数(管理職員、教員職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 13,000円 2 その他 1人につき 6,500円	同		1,170 千円	195,000 円
住居手当	家賃を支払い借家等に居住する職員に支給 1 家賃月額23,000円以下 家賃額-12,000円 2 家賃月額23,001円～54,999円 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 3 家賃月額55,000円以上 27,000円	同		520 千円	259,800 円
通勤手当	交通機関・交通用具等の通勤職員に支給 1 交通機関 運賃等相当額 限度額 55,000円 2 自動車等 通勤距離 限度額 24,500円	同		73 千円	24,400 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給 1 課等の長 (参事) 54,700円 (副参事) 51,700円 2 課長補佐 (主幹) 39,300円 (副主幹) 39,300円	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	臨時・緊急の必要等により週休日・休日に勤務した管理・監督の地位にある職員に支給 勤務1回 限度額 12,000円	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	世帯区分により11月～翌年3月まで支給 1 扶養親族のある職員 月額 17,800円 2 扶養親族のない職員 月額 10,200円 3 その他の職員 月額 7,360円	同		496 千円	82,667 円